

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長

坂 本 雅 彦

(公印省略)

令和 7 年 3 月に退職する方の任意継続組合員加入の手続について (通知)

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。
令和 7 年 3 月に退職する方のうち、公立学校共済組合の任意継続組合員制度への加入を希望する方を対象に、下記のとおり任意継続組合員加入申出の受付を行います。

つきましては、任意継続組合員制度への加入を希望する方については、受付期間中に加入申出手続を行うよう、周知方よろしく申し上げます。

記

1 昨年度からの変更点

これまでは、任意継続組合員申出書等書類を提出していただいた後、任意継続組合員証等と払込取扱票を併せて送付していましたが、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行してからは、任意継続組合員申出書等書類を提出していただいた後、先に払込取扱票等を送付し、掛金の入金を確認後、マイナ保険証の保有状況に応じて資格確認書等を交付することになりました。

変更後の詳しい手続手順については、別紙 1 をご確認ください。

2 任意継続組合員加入申出の受付期間

退職日より前に加入申出の受付を行うことを「事前受付」といい、事前受付期間中に加入申出手続を行うことにより、組合員は退職日までに所属所を通じて払込取扱票等を受け取ることができます。

それぞれの受付の特徴を表にまとめましたので、確認してください。

	対象者	受付期間	払込取扱票送付時期
3 月 3 1 日退職者 事前受付①（実施済み）	3 月 3 1 日退職者	1 月 2 7 日～2 月 7 日	3 月初旬
3 月 3 1 日退職者 事前受付②（本通知）	事前受付①に手続を行っていない 3 月 3 1 日退職者	2 月 1 0 日～3 月 3 1 日	3 月中旬以降順次
3 月 3 1 日退職者 当初受付※本通知（本通知）	4 月 1 日以降に手続を行った 3 月 3 1 日退職者	4 月 1 日～4 月 1 8 日	受付以降順次
3 月 3 0 日以前退職者 事前受付、当初受付※（本通知）	3 月中に退職かつ 3 月 3 0 日以前退職者	2 月 1 0 日～退職日から 2 0 日を経過する日	3 月中旬以降順次

※ 退職日以降に加入申出の受付を行うことを「当初受付」といいます。

3 組合員配布資料の作成

組合員配布資料を下記のとおり作成しました。組合員の退職日に応じて配布するようお願いします。

- (1) 任意継続組合員加入申出手続について（令和7年3月31日退職者向け）
- (2) 任意継続組合員加入申出手続について（令和7年3月30日以前退職者向け）

4 任意継続組合員制度

(1) 対象者

退職日までに引き続き1年1日以上共済組合の組合員期間があり、令和7年3月に退職する方のうち、任意継続組合員制度への加入を希望する方（令和7年1月27日から2月7日に実施した事前受付期間中（事前受付①）に加入申出手続を行った方を除く。）。

※ 上記の組合員期間には、過去に任意継続組合員であった期間は含みません。また、他の公務員共済組合から引き続き組合員となったときは、元の組合員期間を通算します。

※ 退職日の翌日付けで次のア～オのいずれかに該当する方は、任意継続組合員制度に加入できません。現時点で退職後に加入する健康保険制度について未定であり、下記ア～オに該当する可能性がある方は、事前受付期間中に加入申出手続を行わないでください（退職日から起算して20日を経過する日まで加入申出が可能です。）。

ア 再任用職員として働く方（公立学校共済組合の組合員資格が継続します。）

イ 臨時的任用教職員・会計年度任用職員（日勤講師等を含む。）として働く方のうち、短期組合員資格取得の要件を満たす方。

ウ 民間企業等（私立学校を含む。）に再就職する方のうち、就職先の健康保険に加入する方。

エ 家族が加入している健康保険の被扶養者になる方

オ 後期高齢者医療制度に加入している方

※ 再就職先の勤務形態によっては健康保険制度が適用されず、任意継続組合員制度へ加入できる場合もあります。再就職先の健康保険制度が適用されるかどうか、事前に確認してください。

※ 任用が数日空けて再度行われる場合で、組合員資格を喪失しない方は、任意継続組合員制度に加入できません。組合員は、退職した日の翌日から組合員資格を喪失しますが、短期組合員については、退職後の任用の実態により組合員資格を喪失しないものとして取り扱い、継続扱いとなる事例があります。

詳細は「福利厚生事務の手引（令和6年1月）」34～35ページを参照してください。

(2) 加入期間

最長2年間。加入期間満了による資格喪失後は国民健康保険等へ加入することになります。

(3) 受けられる給付及び利用できる事業

ア 短期給付

現職組合員の場合と変わりありません。ただし、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金は支給されません。また、出産手当金及び傷病手当金については、在職中に支給要件を満たしている場合にのみ支給されます。

イ 福祉事業

現職組合員の場合と変わりありません。ただし、貸付事業、福祉保健制度及びアイリスプランは利用できません。

※ 長期給付（年金制度）については対象外となるため、組合員自身が国民年金加入手続を行う必

要があります。

5 任意継続掛金

(1) 任意継続掛金の算出方法（月額）

以下のア又はイのいずれか少ない額に掛金率を乗じた額が1か月分の掛金となります。ただし、介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみが対象です。

ア 退職時の標準報酬月額

イ 全組合員の平均標準報酬月額（令和6年度及び令和7年度の場合は380,000円を適用。）

※ 令和7年3月30日以前退職者は、令和7年3月分掛金（令和6年度）及び令和7年4月以降分掛金（令和7年度）を払い込みいただきます。

※ 掛金率は、原則として年度ごとに見直しがされます。令和6年度及び令和7年度の掛金率は下記のとおりです。令和7年度の掛金率は、令和7年3月に決定されます。

	短期掛金率	介護掛金率
令和6年度	0.0932	0.01592
令和7年度（予定）	0.0932	0.01608

(2) 平均標準報酬月額の算定方法

上記（1）イは、前年9月30日における全組合員（任意継続組合員を含む。）の標準報酬月額の平均額から求めた額となります。

(3) 掛金の払込・支払方法

ア 口座振替払い

毎月指定の口座から自動引落としとなりますが、加入月とその翌月分については払込取扱票による払込みとなります。掛金の自動引落としは、みずほ銀行のみでの取扱いとなっております。口座振替払いを希望される場合は、下記6（3）イの方法により手続きが必要です。

イ 払込取扱票払い

払込取扱票による払込みとなります。「毎月払い」「半年払い」「一年払い」のいずれかを選択してください。

(4) 掛金の割引

払込取扱票払いのうち、「半年払い」には約1%、「一年払い」には約2%の割引が適用されます。ただし、払込期日までに掛金を払い込んだ場合に限りです。

なお、令和7年3月30日以前退職者が払い込む令和7年3月分掛金は、前納できないことから割引の適用外となります。

(5) 掛金の割引適用月数

資格担当への提出書類到着日によって、下記のとおり掛金の割引適用月数が異なります。

ア 令和7年3月31日までに書類到着⇒令和7年4月分掛金から割引適用

イ 令和7年4月1日以降に書類到着⇒令和7年5月分掛金から割引適用（令和7年4月分掛金については前納できないため、割引適用外。）

6 加入申出手続

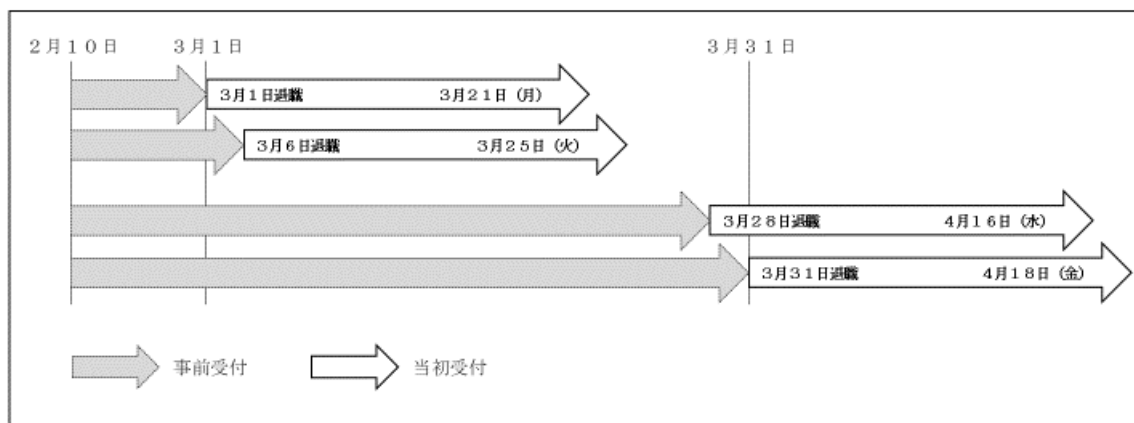
(1) 受付期間

受付開始日：令和7年2月10日（月）

受付終了日：退職日から起算して20日を経過する日まで ※資格担当必着

令和7年3月31日退職者は、令和7年4月18日（金）まで。

退職日によって受付終了日が異なります。下図を参照の上、受付終了日を確認してください。



(2) 提出方法・提出先

交換便又は郵便

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

公立学校共済組合東京支部（教育庁福利厚生部内）

給付貸付課資格担当

(3) 提出書類

ア 任意継続組合員申出書〔用紙No. 任継1〕

本通知の添付様式をコピーして使用してください。

イ 預金口座振替依頼書〔用紙No. 任継2〕 ※該当者のみ

掛金の払込方法を「口座振替払い」にする場合に作成し、**みずほ銀行に提出してください**。銀行での口座確認の後、「任意継続組合員申出書」〔用紙No. 任継1〕に「みずほ銀行口座確認印」の押印があることを確認してください（銀行での口座確認の際、所定の欄に押印を受けるよう組合員へ案内をしてください。）。

住所及び口座は、「任意継続組合員申出書」〔用紙No. 任継1〕に記入したものと同一ものであることを確認してください。

ウ 任意継続組合員被扶養者取消確認書〔用紙No. 任継3〕 ※該当者のみ

任意継続組合員制度への加入に当たり、任意継続組合員資格取得日以降被扶養者認定を継続しない被扶養者がいる場合に提出してください。

なお、現職時から被扶養者認定を受けている方で、引き続き被扶養者としての要件を備えている場合は、任意継続組合員の被扶養者として認定します。この場合の手続は不要です。

エ 給付金等振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し ※該当者のみ

給付金等振込口座を現職時のものから変更する場合は、該当口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座番号・本人名義の分かる箇所）を添付してください。

オ マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書 ※該当者のみ

マイナンバーカードの健康保険証利用登録（以下「マイナ保険証利用登録」という。）は任意の手続であることを踏まえ、マイナ保険証利用登録の解除を希望する方については、医療保険者（公立学校共済組合）に申請することにより、任意に解除の手続を行うことができることとされました。

カ 組合員自宅宛て返信用封筒 ※希望者のみ

払込取扱票等は、交換便又は郵便で所属所宛て送付します。ただし、払込取扱票等の組合員自宅宛て送付を希望する場合は、返信用封筒を添付してください。

返信用封筒の宛名面には、組合員氏名及び組合員自宅住所を記入してください。

角 2 封筒（A 4 用紙が折らずに入るサイズ）に 1 8 0 円切手を貼付してください。

（4）提出上の注意

ア 退職日の翌日付けで再就職される方は、上記 4（1）に記載の加入できない方に該当しないこと、再就職先の健康保険制度に加入しないことを確認してから提出してください。

イ 提出書類の記入又は添付書類に不足があった場合、申出を受付できず返却することがあります。返却された書類が受付終了日までに再提出されなかった場合、任意継続組合員になることができませんので御注意ください。

ウ 任意継続組合員加入申出以外の書類を同封しないでください。「一般・短期組合員資格喪失届書」等を同封しないよう、御注意ください。

7 払込取扱票等の送付

払込取扱票等は、公立学校共済組合東京支部から 3 月中旬以降に順次所属所又は組合員自宅宛て送付します。ただし、3 月上旬から中旬にかけて退職する組合員については、3 月中旬を待たずに送付します。

8 掛金の払込み

払込取扱票を使用し、最寄りのゆうちょ銀行、郵便局又は銀行から払込期日までに払い込むよう、組合員に案内をしてください。また、下記ア～ウについても案内をしてください。

ア 払込みについては、ゆうちょ銀行、郵便局又は銀行ともに所定の手数料がかかります。みずほ銀行からの払込みには手数料は不要です。また、インターネットバンキング又は A T M も利用できます。詳しくは別紙 2 をご確認ください。

イ 「半年払い」の令和 7 年度上半期分、又は「一年払い」の令和 7 年度分掛金は**令和 7 年 3 月 3 1 日**までに、「毎月払い」又は「口座振替払い」の令和 7 年 4 月分掛金は（令和 7 年 3 月 3 0 日以前退職者は、令和 7 年 3 月分掛金（令和 6 年度）も）退職日から起算して 2 0 日以内に払い込むよう案内をしてください。

ウ 退職日から起算して 2 0 日以内までに掛金の払込みを行わないと、任意継続組合員制度への加入は取消となり、任意継続組合員にならなかったものとみなされます。払込期日の詳細は、「組合員配布資料」の「任意継続掛金の払込・支払方法を選択してください」を参照してください。

9 マイナ保険証及び資格確認書について

マイナ保険証の保有状況により、マイナ保険証をお使いいただくか、資格確認書が交付されるかが決まります。

(1) マイナ保険証保有者

公立学校共済組合が掛金の入金を確認後、資格情報のお知らせを送付します。資格情報のお知らせが届いた日以降はマイナ保険証をお使いいただけます。

(2) マイナ保険証を保有していない方（資格確認書が交付される方）

公立学校共済組合が掛金の入金を確認後、資格確認書及び資格情報のお知らせを交付します。マイナ保険証を保有していない方（資格確認書が交付される方）は下記のとおりです。

- ・ マイナナンバーカードを取得していない方、マイナナンバーカードを返納された方
- ・ マイナナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除を申し出た方、利用登録を解除した方
- ・ マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
- ・ マイナナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者。

※ 公立学校共済組合が掛金の入金を確認できるまでには、入金後概ね10日前後かかります。

10 資格確認書及び資格情報のお知らせの送付

資格確認書及び資格情報のお知らせは、掛金の収納を確認し次第、公立学校共済組合東京支部から順次組合員自宅宛て送付します。

なお、昨年度まで提出いただいた「任意継続組合員事前受付申出者リスト兼手続報告書」は廃止しました。

11 加入申出の取下げ

払込取扱票等を交付する際に、上記4（1）ア～オのいずれかに該当する方ではないことを、再度確認してください。

万一、他の健康保険制度に加入することが判明した場合には、任意継続組合員加入申出の取下げの手続きを行っていただくこととなります。至急、給付貸付課資格担当まで連絡してください。

12 その他

(1) 退職後の健康保険制度

任意継続組合員の加入申出に当たっては、任意継続組合員と国民健康保険の保険料や給付内容を比較検討した上で、退職後に加入する健康保険制度を選択するよう案内をしてください。国民健康保険については、居住地の区市町村へお問い合わせください。

また、家族が加入している健康保険制度の被扶養者になる予定の方には、その健康保険制度へ被扶養者認定要件等を事前に確認するよう案内をしてください。

(2) 任意継続組合員被扶養者認定の手続

任意継続組合員制度へ加入後、新たに被扶養者を認定する場合は別途手続が必要です（例：令和7年3月31日付けで夫婦ともに退職し、夫が任意継続組合員に、妻がその被扶養者になる場合⇒

任意継続組合員である夫が、令和7年4月1日以降に被扶養者認定手続を行ってください。)

任意継続組合員制度加入後の手続は所属所を介しませんが、各所属所におかれては、退職前に被扶養者認定手続について周知方お願いします。被扶養者認定要件等の詳細については、「福利厚生ハンドブック」の「被扶養者を認定・取消しするとき」を参照するよう案内をしてください。

(3) 事前受付期間中に加入申出手続を行った方の払込取扱票等の送付

令和7年1月27日から2月7日に実施した事前受付期間中（事前受付①）に加入申出手続を行った方（令和7年1月23日付6公立東京給第1585号により手続を行った方）の払込取扱票等は、委託業者から各教育委員会等を経由して3月初旬頃に所属所宛て送付します。改めて手続を行う必要はありません。

1.3 任意継続組合員加入の手続における退職日による違い

令和7年3月31日退職者と令和7年3月30日以前退職者では、任意継続組合員加入の手続における違いがあります。下表にまとめましたので、確認してください。

	令和7年3月31日退職者	令和7年3月30日以前退職者
掛金	令和7年4月～令和9年3月分 (2年間加入した場合)	令和7年3月～令和9年2月分 (2年間加入した場合)
掛金率	令和7年度掛金率 短期掛金率 0.0932 介護掛金率 0.01608	令和6年度掛金率 短期掛金率 0.0932 介護掛金率 0.01592 令和7年度掛金率 短期掛金率 0.0932 介護掛金率 0.01608
受付終了日	令和7年4月18日(金)	退職日から起算して20日を経過する日まで
払込取扱票等の送付	3月中旬以降に順次所属所又は組合員自宅宛て送付します。	原則として3月中旬頃以降に順次所属所又は組合員自宅宛て送付します。ただし、3月上旬から中旬にかけて退職する組合員については、3月中旬を待たずに送付します。

問合せ・送付先

公立学校共済組合東京支部

給付貸付課資格担当 03-5320-6826

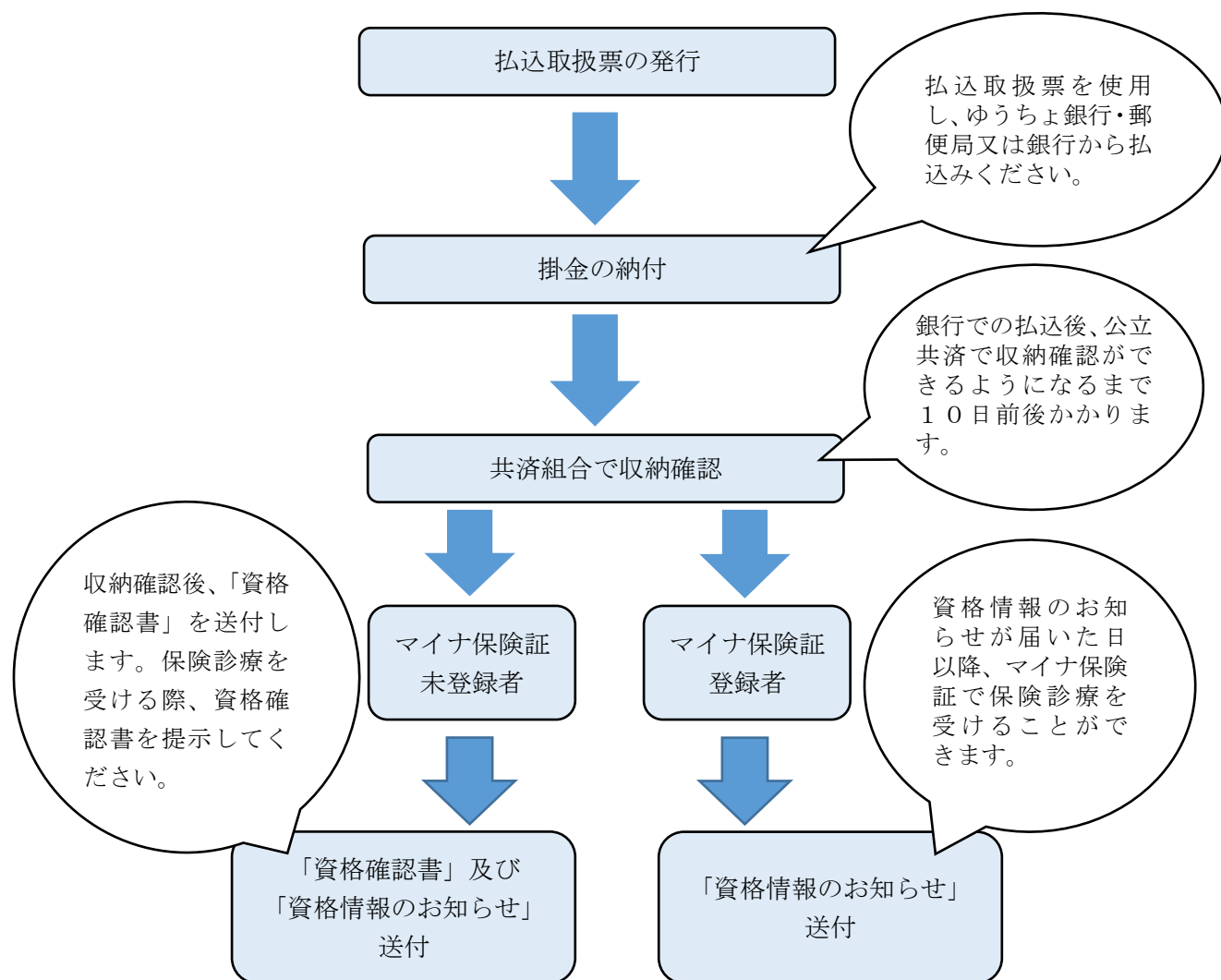
任継加入申出の事前受付手続手順について

令和6年12月2日以降の任継加入申出の事前受付手続手順について

手続手順は以下のとおりとなります。

①	【所属所（共済事務担当者⇒対象組合員）】 「任意継続組合員申出書」（添付様式）等必要書類を対象組合員に手渡し、必要事項を記入してもらってください。 ※ 現在、マイナ保険証の利用登録済の方には、「資格確認書」は交付しません。「資格確認書」の交付を希望する場合は、この申出書と併せて「<u>マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書</u>」（公立学校共済組合東京支部ホームページ掲載）を御提出ください。
②	【所属所（対象組合員⇒共済事務担当者）】 「任意継続組合員申出書」（添付様式）に必要事項（電話番号、掛金の払込方法等）が記入されているか、添付書類が揃っているか、令和7年4月1日付で再就職の予定等がないかを確認の上、受理してください。
③	【所属所⇒公立共済】 「任意継続組合員申出書」等書類を交換便・郵送等で、<u>令和7年2月10日（月）から退職の日から起算して20日を経過する日まで（資格担当必着）</u>に資格担当宛に提出してください。 ※ ただし、任意継続組合員になるためには、退職の日から20日以内に、第1回目の掛金の払込みを含めて手続を完了させることが必要です。
④	【公立共済⇒対象組合員】 3月中旬以降順次、「払込取扱票」等関係書類を所属所宛て送付します。 ◆ これまでは、「組合員証等」と「払込取扱票」を併せて送付していましたが、令和6年12月2日以降の任継加入者については、先に「払込取扱票」のみを送付し、掛金の納付後、資格確認書等を交付することとなります。 ■ マイナ保険証保有者⇒公立共済で掛金の収納を確認し次第、組合員自宅宛に「資格情報のお知らせ」を送付します。「資格情報のお知らせ」が届いた日以降はマイナ保険証を御利用いただけます。 ■ マイナ保険証を保有していない方⇒公立共済で掛金の収納を確認し次第、組合員自宅宛に「資格確認書」（有効期限2年のもの）及び「資格情報のお知らせ」を送付します。 ※ <u>銀行での払込後、公立共済で収納確認ができるようになるまでには概ね10日前後かかります。</u> ※ お急ぎの方は、第1回目の掛金払込みを行い、払込取扱票（振替払込請求書兼受領証）、ATMご利用明細など払込の事実を確認できるものを公立共済の窓口で提示することで、資格確認書（マイナ保険証をお持ちでない方）及び資格情報のお知らせを交付いたします。 なお、公立共済の窓口受付時間は平日のみ9時から12時、13時から16時30分となっております。

掛金の納付から資格確認書等がお手元に届くまでの流れ



「資格確認書」（マイナ保険証をお持ちでない方）及び「資格情報のお知らせ」は、掛金を納付していただき、公立共済が収納を確認してから組合員の御自宅宛て送付しますが、収納確認まで10日前後かかります。

このため、お急ぎの方は、第1回目の掛金払込みを行い、払込取扱票（振替払込請求書兼受領証）、ATMご利用明細など払込の事実を確認できるものを公立共済の窓口で提示することで、「資格確認書」（マイナ保険証をお持ちでない方）及び「資格情報のお知らせ」を即日交付いたします。

公立共済窓口受付時間
平日のみ
9：00～12：00
13：00～16：30

任意継続掛金インターネットバンキングまたはATMによる振込について

1 振込口座情報：以下の口座に振込みください。

	右記による振込 <u>以外</u>	ゆうちょ銀行 ネットバンキングによる振込※
金融機関名	みずほ銀行	ゆうちょ銀行
支店名	都庁出張所 店番：777	記号：00180-2 番号：144946
口座種別	普通預金	
口座番号	3011863	

※ ゆうちょ銀行ATMからの払込については、払込取扱票を利用してください。

2 振込の際、依頼人欄に以下の管理番号10桁(以下①+②)・組合員氏名の順に御入力をお願いします。

※ スペースは入れないでください。

① 年一括払い：11、半年払い：12、各月払い：13

② 任意継続組合員番号（8桁）

例：組合員氏名：キョウサイジロウ、組合員番号：12345678、各月払いの場合
⇒「1312345678キョウサイジ`ロウ」を入力してください。

①各月払い ②組合員番号 組合員氏名

※みずほ銀行間で振り込まれる場合は、原則として手数料はかかりません。

※手数料については、各金融機関に御確認ください。

金額は払込取扱票に記載された金額を過不足なく振り込んでください。

※ ATMでの入力漏れ等により、掛金収納の確認作業に時間を要する場合があります。

公立学校共済組合東京支部
福利厚生課経理担当
03-5320-6822